

境界画定紛争解決における平和パイプラインとエネルギー通過計画の意義 —北極圏・サベツタ港から、カスピ海、アフガニスタン、パキスタン・グワダル港まで—

東京海洋大学 学術研究院 大河内美香

本報は日本海洋政策学会課題研究「わが国の海洋資源の確保と海上輸送の安定を目的とした海洋の法秩序の形成」【阿部克則(学習院大学)、岡松暁子(法政大学)、中村秀之(日本海事センター)、森本清二郎(日本海事センター)、ファシリテータ:大河内美香(東京海洋大学)】の成果であり、1報「東ティモール」(大河内)、2報「DPS」(メンバー・外部講師)、3報「寄港管轄権」(森本)に続く4報である。

I. 目的と背景: 本研究は、境界画定紛争の解決における、パイプライン輸送と油・ガス通過・輸送計画の意義を整理することにより、境界画定、海域の法的地位、資源開発権、通過権、及び輸送権をめぐる紛争を解決し、日本の資源確保と海上輸送の安定に不可欠の海洋の法秩序のあり方を考察する。日本への資源供給は、中東原油の長距離海上輸送の一極集中であり、資源確保と海上輸送の安定は、チョークポイントであるホルムズ海峡・マラッカ海峡等の海域及び当該産油地域の安定に不可避的に影響される。高圧パイプライン(high pressure natural gas transmission pipeline)の整備以前は「陸封されたガス田」(land-locked gas field)であった北極圏ヤマロ・ネネツ自治管区(ロシア北西シベリア)のヤマル半島と沖合、中央アジア・トルクメニスタンのガス田も、長距離パイプライン輸送と、ヤマル半島・サベツタ港から北極海へ、又はパキスタン・グワダル港からアラビア海へと日本の海上輸送路へ接続し得るものとなった。かかる背景から、日本が、広くロシア・北極圏及び中央アジア・カスピ海沿岸等から、積出し港までの通過・輸送権、海域の通航権を確保して資源確保と海上輸送の安定を得るために、通過・輸送・航行等の諸元が境界画定紛争解決と海洋の安定にもたらす意義を確認する。

II. 対象と方法: 日本の資源輸送の課題を、ロシア、カスピ海、デュランド・ライン、TAP パイプライン(Turkmenistan-Afghanistan-Pakistan) とグワダル港(43年間中国の租借)をめぐる議論から析出する。

III. 分析と考察

➤ 紛争解決の議論と解決要因

① Peace Pipelineと新シルクロード

‘Testimony by J. Maresca to U.S. Congress, House of Representatives, Committee on International Relations, Subcommittee on Asia and the Pacific, 105th Congress Feb. 12, 1998, D.C.’ しかし→右①へ

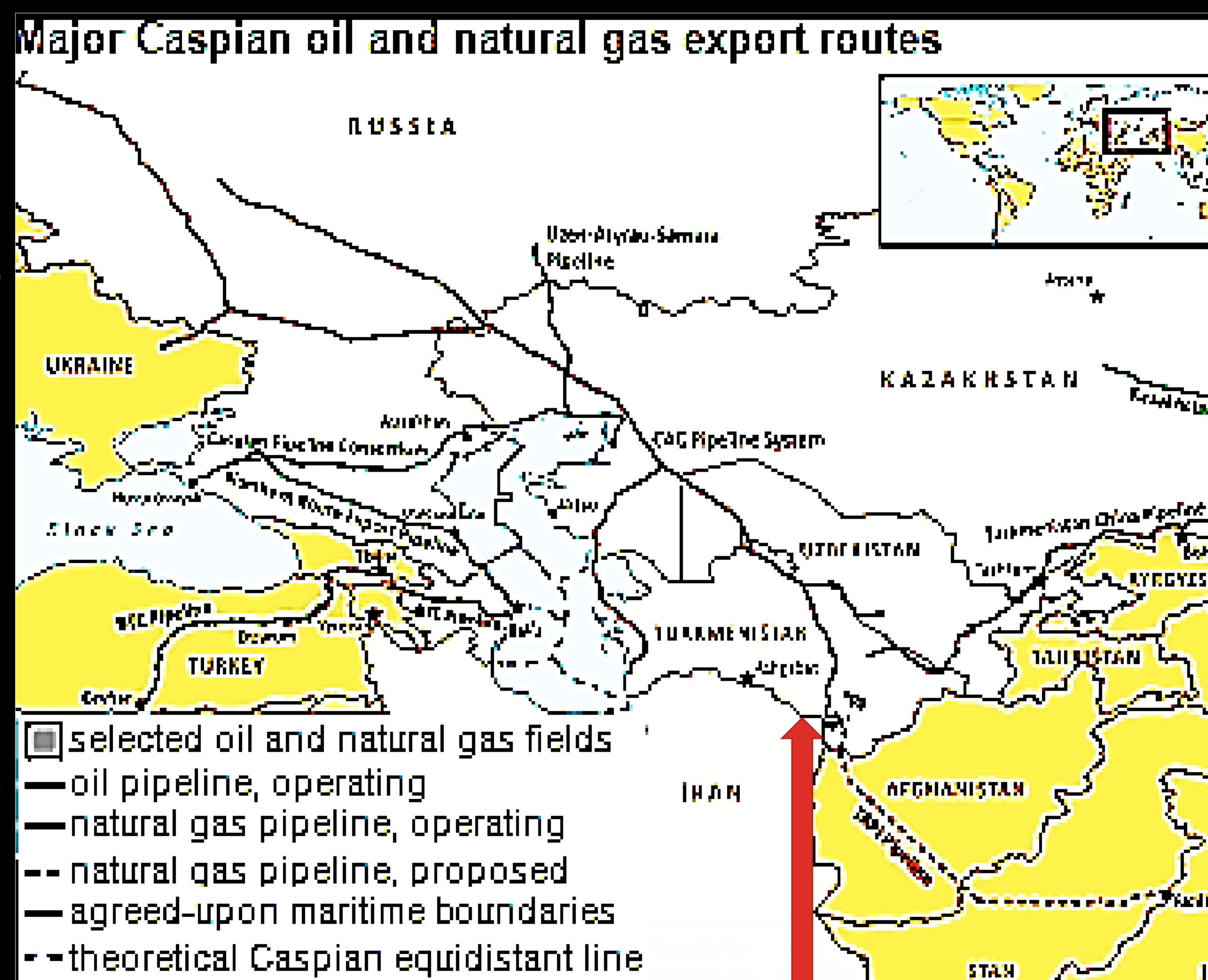
Boucher, U.S. Assistant Secretary of State ‘one of our goals in trying to work in Afghanistan is to stabilize Afghanistan, so it can become a conduit and a hub between South and Central Asia so that energy can flow to the south.’

② 境界画定紛争解決の背景

2010年バレンツ海(モラトリアム)
2018年チモール海(パイプラインとLNG基地建設に応じた生産分与)
2018年カスピ海→右②へ

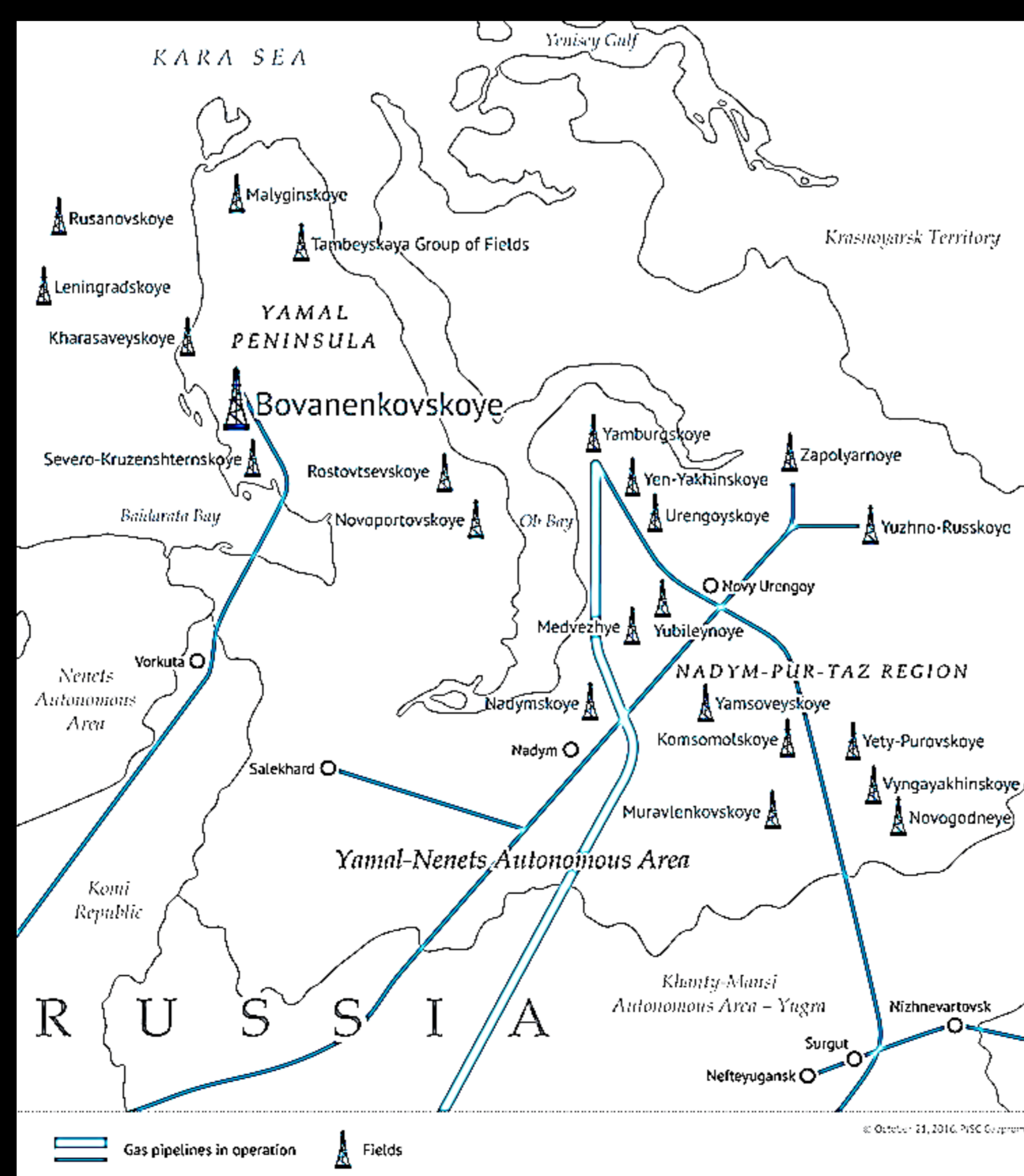
③ 通過の自由の促進と確立

エネルギー憲章条約、カスピ海パイプライン協定等、モデル合意の形成。しかし→海域・地域の法的地位との関係は右③へ



出典: <https://www.eia.gov/todayinenergy/detail.php?id=12931>

Dauletabad field



出典: <http://www.gazprom.com/ru/posts/25/697739/map-bovanenkovo-2016-10-21-en.png>

➤ 紛争解決と輸送の障害要因

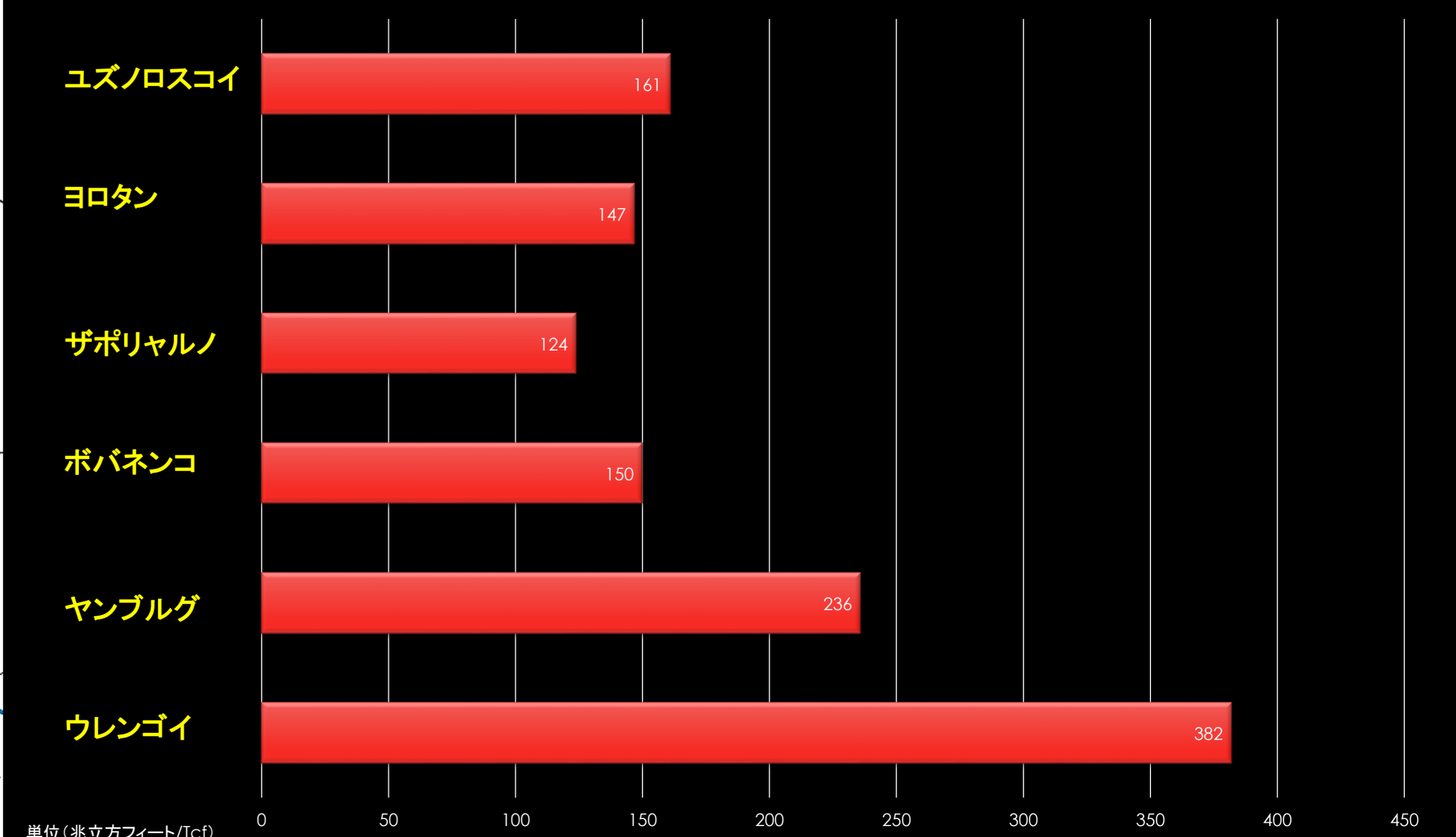
① ナゴルノ・カラバフ紛争により、アゼルバイジャン・グルジア・トルコBTC(Baku-Tbilisi-Ceyhan)パイプラインの選択

② 境界画定紛争未解決の背景
TAP又は(2008年からインドを加えたTAPI)パイプラインと、Durand Line(1893~)問題、Dauletabadからヘラート、カンダハル、クエッタまでアジアハイウェイの安全の問題はパイプライン通過によって解決し得るか。2008年の4か国政府間合意が注目される。

③ 通過の自由と航行権・租借

パキスタン・グワダル港、オーストラリア・ダーウィン港、スリランカ等の要衝は中国の租借へ。北極海の航行はロシア・カナダ国内法規制、カスピ海は特別の法的地位のためUNCLOS適用外。

ロシア及びトルクメニスタンのガス田埋蔵量



出典: Government of Russian Federation: Russian Energy-2015 <<http://ac.gov.ru/files/publication/a/10205.pdf>>

IV. 日本の資源確保と海上輸送をめぐる議論及び結論: 長期紛争により開発と輸送が困難とされた地域についても、バレンツ海、カスピ海、チモール海の解決例があることから、日本の資源確保のための海洋法秩序は、ロシア、中央・南西アジアから積出し港までの陸上輸送を含む統合的輸送計画として、通過権・港湾利用・航行権確保という空間使用と、海運・パイプライン網の構築という機能強化の視点から形成することが肝要である。北極圏、カスピ海、中央・南西アジアなどの地域法秩序形成における域外の国家としての日本の積極的な関与のあり方を検討すべきである。